

一般ガス
業務用季節別契約選択約款

2022年4月1日実施

越前エネライン株式会社

目 次

1	目的	2
2	この選択約款の変更	2
3	用語の定義	2
4	適用条件	3
5	契約の締結	3
6	使用量の算定	4
7	料金	4
8	単位料金の調整	5
9	契約の変更又は解消	6
10	補償料	6
11	緊急調整時の措置	7
12	その他	8
附 則		
1	この選択約款の実施期日	8
2	この選択約款の揭示	8
別 表		
1	適用区分	9
2	早収料金の算定方法	9
3	料金表1 業務用季節別契約1種	10
4	料金表2 業務用季節別契約2種	10

越前エネライン株式会社 一般ガス業務用季節別契約選択約款

1. 目的

この一般ガス業務用季節別契約選択約款（以下「この選択約款」といいます。）は、負荷調整を推進しつつ越前エネライン株式会社（以下「当社」といいます。）の製造供給施設の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の一般ガス業務用季節別契約選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することが出来ます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において、使用する用語の定義は次のとおりです。

- (1) 「契約最大使用量」 … 契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいい、ガスメーターの能力により算定いたします。この場合において、ガスメーターの能力は、お客さまの予定使用量に必要最小限の能力といたします。
- (2) 「契約月別使用量」 … 契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

- (3)「契約年間使用量」… 契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4)「契約年間引取量」… 契約で定めるお客さまが1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5)「契約月平均使用量」… 契約年間使用量を12で除した量をいいます(小数点以下切捨て)。
- (6)「最大需要期」… 12月検針分(11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで)から3月検針分(2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで)までの4ヵ月間をいいます。
- (7)「契約年間負荷率」… 次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の月平均使用量}} \times 100$$

- (8)「冬期」… 12月検針分(11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで)から3月検針分(2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで)までの4ヵ月間をいいます。
- (9)「その他期」… 4月検針分(3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで)から11月検針分(10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで)までの8ヵ月間をいいます。
- (10)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (11)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

次のすべての条件を満たすお客さまで、この選択約款の適用を希望され、当社が承諾した場合に適用いたします。

- (1) 契約年間使用量が契約最大使用量の500倍(小数点以下切捨て)以上であること。
- (2) 契約月平均使用量が700立方メートル以上であること。
- (3) 契約年間負荷率が70パーセント以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じることができる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。
- (2) 当社は、お客さまの過去の実績、使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約最大使用量
- ② 契約年間使用量
- ③ 契約年間引取量
- ④ 契約月平均使用量
- ⑤ 契約月別使用量

(3) 契約期間は次のとおりといたします。

- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日までといたします。
- ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

- ① この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般ガス小売供給約款に基づく契約（以下「一般契約」といいます。）へ変更したお客さまが、同一需要場所で本契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般契約への変更の場合はこの限りではありません。（次号において同じ。）
- ② この選択約款に基づいて契約しているお客さまが、その契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款への変更の申し込みをされた場合。
- ③ お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過して支払っていない場合。

6. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) お客さまは、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(3)に定める遅収料金のいずれかが適用されます。
- (2) 料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長します。

- (3) 料金の支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。
- (4) 業務用季節別契約1種には、別表の料金表1を、業務用季節別契約2種には、別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (5) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合又はガスの使用を一時停止した場合は、その月又はその期間の基本料金は前項に基づく1ヵ月当たりの基本料金全額とし、従量料金は同項の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表3及び4の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2の(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

65,990円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表第2の(4)に定められた各3か月間における姫路港通関統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及び全国通関統計の数量及び価額から算定したトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9707 \\ & \quad + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0323 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. 契約の変更又は解消

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、若しくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合(4.の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消することができるものといたします。

10. 補償料

お客様は、実績年間使用量又は実績年間負荷率が次の各号に定める数値に満たなかった場合又は契約期間中に需給契約を解約した場合には次の算式により算定された補償料を当社にお支払いいただきます(1円未満の端数切捨て)。

ただし、次の(1)及び(2)が重複して生じた場合は、いずれか高い方の額といたします。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

- ① 実績年間使用量が契約最大使用量の500倍未満の場合は、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式により算定される金額を限度とする額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合は、「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償} = \left[\text{契約最大} \times 500 - \text{実績年間} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める月別契約} \\ \text{約量に各月の単位料金を乗じ} \\ \text{て算出した合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数点以下第} \\ \text{3位を四捨五入した単価} \end{array} \right]$$

- ② 最大使用量倍率未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量

料金の総額とこの補償料との合計額が、実績年間使用量に一般ガス小売供給約款に定める料金表を適用して算定される早収料金総額の103%（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

- ① 実績年間負荷率が70%未満の場合は、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式により算定される金額を限度とする額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合は、「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left[\begin{array}{c} \text{負荷率} \\ \text{70\%に相当} \\ \text{する年間使} \\ \text{用量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{ガス需給契約に定める月別} \\ \text{契約量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じて算出した合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小数} \\ \text{点以下第3位を四捨五入し} \\ \text{た単価} \end{array} \right]$$

- ② 年間負荷率未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの補償料との合計額が、実績年間使用量に一般ガス小売供給約款に定める料金表を適用して算定される早収料金総額の103%（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

(3) 契約年間引取量未達補償料

実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合は、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式により算定される金額を限度とする額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left[\begin{array}{c} \text{契約年間引} \\ \text{取量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{ガス需給契約に定める月別} \\ \text{契約量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じて算出した合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小数} \\ \text{点以下第3位を四捨五入し} \\ \text{た単価} \end{array} \right]$$

(4) 契約中途解約補償料

契約期間中に需給契約が解約された場合は、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式により算定される金額を限度とする額といたします。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left[\begin{array}{c} \text{契約種別の1} \\ \text{ヵ月当たりの} \\ \text{基本料金相当} \\ \text{額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{解約日の翌月} \\ \text{から契約終了} \\ \text{月までの残存} \\ \text{月数} \end{array} \right]$$

1.1. 緊急調整時の措置

お客さまが、一般需要に先立って緊急調整に応じた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

(1)

$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(2)

$$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

1.2. その他

この選択約款に定めのない事項は、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1 この選択約款の実施期日

この選択約款は、2022年4月1日から実施いたします。

2 この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、当社ホームページ及び当社事務所において掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の一般ガス業務用季節別契約選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

別 表

1. 適用区分

料金表 1 業務用季節別契約 1 種に適用いたします。

料金表 2 業務用季節別契約 2 種に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は第 8 条の規定により調整単位料金を算定した場合、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

3. 料金表 1

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1ヵ月につき	36,300円 (消費税等相当額を含みます)
--------	---------------------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	627.00円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

(2) 基準単位料金

	冬 期	その他期
1立方メートルにつき	138.99円 (消費税等相当額を含みます)	127.25円 (消費税等相当額を含みます)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表 2

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1ヵ月につき	8,800円 (消費税等相当額を含みます)
--------	--------------------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	627.00円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

(2) 基準単位料金

	冬 期	その他期
1 立方メートルにつき	153.02円 (消費税等相当額を含みます)	141.29円 (消費税等相当額を含みます)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8. の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。